

「(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画」(原案) に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和3年12月24日(金)から令和4年1月24日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画」(原案)について意見・情報の募集を行い、また、市町等に意見照会を行った結果、5名の個人から14件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

2 提出された意見・情報の内訳

提出された意見の件数 個人5名 14件

項目	件数
表紙・目次	0
第1章 計画の基本的な考え方	0
第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題	2
第3章 目指す姿と基本方針	0
第4章 施策の展開	11
その他	1
合計	14

3 「(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画」(原案) に対して提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方

番号	項目 (原案の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題について			
1	視覚障害者等の読書の現状(本編P5)	「アクセシブルな書籍等」という表現に違和感を感じる。「視覚障害者等が利用しやすい(アクセシブル)」等、最初に記載してほしい。	<p>本原案において「アクセシブルな書籍等」という表現については、国の「読書バリアフリー基本計画」の記載に合わせ、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を総称する意味で使用しています。ご意見を踏まえ、より分かりやすく以下のとおり修文します。</p> <p>【修正前】 3. 視覚障害者等の読書の状況 視覚障害者等が利用しやすい書籍やサービスには次のようなものがあります。 ○点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LLブック等 ○音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等 (上記を総称し、以下「アクセシブルな書籍等」といいます。) ○サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス ○支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読 ＜「アクセシブルな書籍等」の説明図＞</p> <p>【修正後】 3. 視覚障害者等の読書の状況 視覚障害者等が利用しやすい書籍および電子書籍等には次のようなものがあります。(以下「アクセシブルな書籍等」といいます。) ○点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LLブック等 ○音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等 ＜「アクセシブルな書籍等」の説明図＞ 読書に関するサービスとしては次のようなものがあります。 ○サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス ○支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読</p>
2	視覚障害者等の読書環境についての課題(本編P7)	視覚障害者の方が、図書館まで安全に行けるルートは整えられているか。	本計画の策定根拠である読書バリアフリー法は「すべての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受容できる社会の実現」を目的としていることから、本計画には読書環境の整備の推進に沿った内容のみを記載することとしています。

番号	項目 (原案の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
第4章 施策の展開について			
3	重点施策1 (本編P10) 重点施策3 (本編P11)	読み上げ系のアプリ等、アクセシビリティの進化は、デバイス側で進んでおり、結局のところは、データをいかに充実させることができるかにかかっているのではないかと考える。	音声読み上げに対応した電子書籍等のデータの充実については、「重点施策1 書籍等の充実」に記載のとおり、書籍のテキストデータの提供に係る国の取組が進むよう要望(本編P10)するとともに、県内出版社等へ書籍のテキストデータの提供を働きかける(本編P10)ほか、「重点施策3 書籍等の製作人材の養成」に記載のとおり、点訳、音訳等のボランティアの養成や製作支援を通じて、サピエ図書館への(データ)アップロード数の増加を目指しており、データ(ソフトやコンテンツ)の充実に取り組んでまいります。
4	重点施策1 (本編P10) 重点施策4 (本編P12)	書籍の音声データは県で個別に購入するよりインターネットを通じて利用できる方がよい。サピエ図書館の利用者を増やすべきだと思う。	サピエ図書館の利用については、「重点施策4 書籍等を提供するための連携強化」に記載のとおり、サピエ図書館や国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスの利用について、視覚障害者等およびその支援者への周知(本編P12)を図ることとしており、サピエ会員登録者数を5年間で約4割増やすことを目標に、利用者の増加に向けて取り組んでまいります。
5	重点施策1 (本編P10) 重点施策4 (本編P12)	県立図書館や視覚障害者センター、サピエ図書館の蔵書のジャンルと、対象者の読書ニーズはあっているのか。	県立図書館や視覚障害者センターにつきましては、各館の利用状況も踏まえて書籍等を収集・製作しています。サピエ図書館については、各地の点字図書館等が作成した点字データや音声データ等を提供することにより、蔵書を拡充しているところです。各施設では利用者の要望等に基づきデータを作成されていることから、読書ニーズは一定反映されているものと考えていますが、御意見を参考とし、当事者や支援者、図書館等の関係者による意見交換(本編P12)等により、潜在的なニーズの掘り起こしや、その他課題等の把握に努めてまいります。
6	重点施策4 (本編P12)	重点施策4には「県立学校図書館等」の記載がないのが気になる。	お住まいの市町立図書館等を身近な図書館として利用いただくことを想定した取組であることから、原文のままいたします。なお、児童・生徒の利用については、「重点施策5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実」に記載のとおり、学校図書館の整備(本編P12)を進めてまいります。
7	重点施策5 (本編P12) 重点施策8 (本編P15)	発達障害などの子ども達は、静かにじっくりと本を読む事ができないこともあり、図書館に行きたくても躊躇してしまう親御さんも多いかと思う。障害のある子ども達でも、安心して、本に集中できる場所や雰囲気があると素敵だと考える。	御意見のとおり、発達障害等のお子さんやその保護者も安心して読書ができる環境づくりは非常に重要だと考えており、利用者の状況等に応じた館内の読書環境の整備(本編P12)および司書等を対象とした研修の実施(本編P15)に取り組んでまいります。また、障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段があることを県民に広く周知(本編P16)することにより、共生社会の実現の気運が高まるよう取り組んでまいります。

番号	項目 (原案の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
8	重点施策5 (本編P12) 重点施策8 (本編P15)	読書バリアフリー法の精神に則り、障害の有無に関わらず、県内すべての高校生が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整えてほしいと考えており、そのためには特別支援学校にも、学校司書の配置が必要であるが、計画(原案)に学校司書の配置については記載がなかった。 現在は特別支援学校の図書館には、学校司書が配置されていないので、サービスを提供していくうえで、専門職の学校司書の配置がないと、計画をすすめていくのは難しいと思う。特別支援学校への学校司書の配置について記載してほしい。	児童・生徒の読書活動を進める上で、学校司書の果たす役割の重要性は認識しているところです。 引き続き学校司書の配置について努めてまいります。
9	重点施策6 (本編P14)	視覚障害の方に難聴があると、いくら活字を音声にしても聞こえなかったり、聞き間違いをしたりする。軽度難聴でも補聴器の給付が必要である。高度難聴には人口内耳も福祉で給付するとよい。	軽度・中等度の難聴者の補聴器は、国が定める補装具の支給対象外ですが、18歳未満の児童については、言語の発達や教育上の観点から、県独自に購入費用の助成を行っています。 高度難聴者の人工内耳は、埋込術が更生医療の対象とされているほか、音声信号処理装置の修理についても補装具の支給対象とされており、負担軽減を図っているところです。 今後、視覚と聴覚の両方に障害のある方を対象に実態調査を予定しており、調査結果等を踏まえて、今後の取組を考えていきます。
10	重点施策7 (本編P15)	機器を利用することが難しい人が書籍にアクセスする場合、いろいろな支援が必要。読み上げを含むボランティアの育成が対象者の生活の質まで向上させると感じる。連携がどれだけできるのかということが重要である。	御意見のとおり、障害のある方の読書に関わるボランティアの育成は重要な課題と認識しております。ボランティアの育成については、「重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成」に記載のとおり、読書ボランティアも対象とした研修を実施し、資質の向上を図ることとしており、研修の受講者数の累計を約7倍増やすことを目標に、関係機関で連携し取り組んでまいります。
11	重点施策6 (本編P14) 重点施策8 (本編P15)	「ボランティア」をする時、利用する時に、情報が集約されていると、使いやすくなる。県の主導で、もっと県・市町社協のボランティア情報と利用の窓口を一本化し、情報の発信をしていけると、ボランティアの利用促進につながるのではないかと。	現在、読書に関するボランティアとしては、①書籍等の点訳や音訳を行うもの、②読書支援機器の利用をサポートするもの、また、③子どもたちに読み聞かせを行うものなど、様々なボランティア活動があり、①および②については県立視覚障害者センターで情報を集約し、「したい人」と「利用したい人」の仲介を行っています。③については、毎年度、県教育委員会で調査を行い、その結果をHPでお知らせしています。 御意見を参考に、読書に関するボランティアの養成や利用促進に向けて、関係機関で連携して広く情報発信に努める(本編P14)とともに、公共図書館および県立視覚障害者センターで提供しているサービスの周知(本編P15)を図ってまいります。

番号	項目 (原案の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
12	重点施策7 (本編P15)	図書館に視覚障害やその他の病気の知識を持った職員がいると安心である。	障害の種別や程度によって利用しやすい読書的手段や形態は異なるため、サービス提供側(図書館等)の障害への理解は不可欠と考えております。 「重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成」に記載のとおり、司書等の資質向上のため、読書における障害の特性への理解についての研修等の拡充(本編P15)に取り組んでまいります。
13	重点施策8 (本編P15)	1番大事なのは、県民が障害を受け入れ、同じ場所で皆が楽しめる図書館が理想である。時間がかかるかもしれないが、将来そうなっていてほしい。	いただいた御意見は、本計画が目指す姿そのものであり、原案においては「障害の有無に関わらず全ての方が読書を通じて豊かな人生が送れる滋賀」としております。御意見にあります、共生社会の実現(本編P15)に向けて取り組んでまいります。
その他			
14		お天気のよい日は外で本を開いて読書できれば、赤ちゃんが多少泣いても、人の目を気にせずママはリフレッシュできそうな気がする。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。